

平成 2 8 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成 2 8 年 第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 2 8 年 3 月 2 5 日 ( 金 ) 午 後 2 時 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日 程 第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

足 立 俊 弘

日 程 第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の  
制定について ( 総務課 )

議案第 2 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の  
制定について ( 総務課 )

議案第 3 号 我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定  
について ( 総務課 )

議案第 4 号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について ( 総務課 )

議案第 5 号 我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の  
制定について ( 総務課 )

議案第 6 号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正  
する告示の制定について ( 総務課 )

議案第 7 号 我孫子市学校災害補償規則の制定について  
(学校教育課)

議案第 8 号 我孫子市社会教育指導員の委嘱について  
(生涯学習課)

議案第 9 号 我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部改正する  
告示の制定について (文化・スポーツ課)

日程第 3 諸 報 告

日程第 4 議 案

議案第 10 号 我孫子市教育委員会人事異動について  
(総務課)

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の 制定について	・ ・ ・ ・ 8
議案第 3 号	我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定 について	・ ・ ・ ・ 15
議案第 4 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 5 号	我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 27
議案第 6 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正 する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 35
議案第 7 号	我孫子市学校災害補償規則の制定について	・ ・ ・ ・ 46
議案第 8 号	我孫子市社会教育指導員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 51
議案第 9 号	我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する 告示の制定について	・ ・ ・ ・ 53
議案第 10 号	我孫子市教育委員会人事異動について	・ ・ ・ ・ 56

## 議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

教科用図書採択に関する事務を指導課の事務として新たに定めるとともに、教育支援に関する事務を指導課から教育研究所へ移管すること及び生涯学習審議会の設置に伴う所要の改正を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
（1）教育総務部			（1）教育総務部		
区分		事務の概目	区分		事務の概目
総務課の項及び学校教育の目略	略	略	総務課の項及び学校教育の目略	略	略
指導課（小中一貫教育推進室）	指導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校経営及び学校教育の指導援助に関すること。</li> <li>○ 教育課程及び学習に関すること。</li> <li>○ 生徒指導及び教科外活動の指導助言に関すること。</li> </ul>	指導課（小中一貫教育推進室）	指導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校経営及び学校教育の指導援助に関すること。</li> <li>○ 教育課程及び学習に関すること。</li> <li>○ 生徒指導及び教科外活動の指導助言に関すること。</li> <li>○ <b>教科用図書及</b></li> </ul>

	<p><b>○ 教科用図書の採択に関すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究校その他研究機関の指導助言に関すること。</li> <li>○ 教職員の研修に関すること。</li> <li>○ コンピュータ教育に関すること。</li> <li>○ 進路指導に関すること。</li> <li>○ 学校の連合行事に関すること。</li> <li>○ 学校体育の振興に関すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育におけるいじめに関すること。</li> <li>○ いじめ防止対策委員会に関すること。</li> </ul>
小 中	略

	<p><b><u>び教材の取扱いに関すること。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究校その他研究機関の指導助言に関すること。</li> <li>○ 教職員の研修に関すること。</li> <li>○ コンピュータ教育に関すること。</li> <li>○ 進路指導に関すること。</li> <li>○ 学校の連合行事に関すること。</li> <li>○ 学校体育の振興に関すること。</li> </ul> <p><b>○ 児童生徒の就学支援に関すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育におけるいじめに関すること。</li> <li>○ いじめ防止対策委員会に関すること。</li> </ul>
小 中	略



一貫 教育 推進 担当 の 節 略	
-------------------------------------	--

(2) 生涯学習部

区分		事務の概目
生涯 学習 課	企画 調整 担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部の企画調整に関すること。</li> <li>○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。</li> <li>○ <b>生涯学習審議会</b>に関すること。</li> <li>○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。</li> <li>○ 視聴覚ライブラリーに関すること。</li> <li>○ 社会教育指導員に関すること。</li> <li>○ 社会人権教育に関すること。</li> <li>○ 成人式に関すること。</li> </ul>

一貫 教育 推進 担当 の 節 略	
-------------------------------------	--

(2) 生涯学習部

区分		事務の概目
生涯 学習 課	企画 調整 担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部の企画調整に関すること。</li> <li>○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。</li> <li>○ <b>社会教育委員</b>に関すること。</li> <li>○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。</li> <li>○ 視聴覚ライブラリーに関すること。</li> <li>○ 社会教育指導員に関すること。</li> <li>○ 社会人権教育に関すること。</li> <li>○ 成人式に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年関係団体に関すること。</li> <li>○ 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。</li> <li>○ その他社会教育に関すること。</li> <li>○ 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。</li> <li>○ 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。</li> <li>○ 文化施設整備基金に関すること。</li> <li>○ その他生涯学習の振興に関すること。</li> </ul>
文化・スポーツ課	略	略

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年関係団体に関すること。</li> <li>○ 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。</li> <li>○ その他社会教育に関すること。</li> <li>○ 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。</li> <li>○ 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。</li> <li>○ 文化施設整備基金に関すること。</li> <li>○ その他生涯学習の振興に関すること。</li> </ul>
文化・スポーツ課	略	略

の項 略		
---------	--	--

別表第2（第14条～第16条の2関係）

所属 課	教育 機関 名	担当 名	事務の概目
教育 研究 所	教育 研究 所	教育 研究 担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材及び 教具の開発 に関するこ と。</li> <li>○ <b>教科用図 書及び教材 の取扱いに 関するこ と。</b></li> <li>○ 教育情報 の収集と整 理活用に関 すること。</li> <li>○ 長期欠席 児童生徒の 指導に関す ること。</li> <li>○ 適応指導 教室（ヤン グ手賀沼） に関するこ と。</li> </ul>
		特 別	○ 特別支援

の項 略		
---------	--	--

別表第2（第14条～第16条の2関係）

所属 課	教育 機関 名	担当 名	事務の概目
教育 研究 所	教育 研究 所	教育 研究 担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材及び 教具の開発 に関するこ と。</li> <li>○ 教育情報 の収集と整 理活用に関 すること。</li> <li>○ 長期欠席 児童生徒の 指導に関す ること。</li> <li>○ 適応指導 教室（ヤン グ手賀沼） に関するこ と。</li> </ul>
		特 別	○ 特別支援

	支 援 教 育 担 当	教育に関する こと。 ○ 発達・教 育相談に関す ること。 <b>○ 児童生徒 の教育支援 に関するこ と。</b> ○ <b>こども発 達センター</b> との連絡調 整に関する こと。		支 援 教 育 担 当	教育に関する こと。 ○ 発達・教 育相談に関す ること。  ○ <b>子ども発 達センター</b> との連絡調 整に関する こと。
指 導 課 の 項 か ら 文 化・ス ポ ー ツ 課 の 項 ま で 略	略	略	指 導 課 の 項 か ら 文 化・ス ポ ー ツ 課 の 項 ま で 略	略	略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

教育支援に関する事務の事務移管に伴い、当該事務を教育研究所の専決事項として定めるとともに、生涯学習審議会の設置に伴う改正のほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第24条関係） 個別専決事項						別表第2（第24条関係） 個別専決事項					
1						1					
区分		専決事項	専決区分			区分		専決事項	専決区分		
			教育長	部長	課長				教育長	部長	課長
教育総務部	総務課の目	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
学校教育課	学校の設置及び廃止届に関すること。の節及び学校予算の配当に関すること。の節	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
	教職員の <b>業績評価</b> の実施に関すること。	○					○				
	補助教員の配	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

置についての申請に関する事。の節から宿泊を伴わない校外活動実施届に関する事。の節まで 略			
修学旅行及び宿泊を伴う校外活動の届け出に関する事。		○	
就学猶予及び就学免除並びに就学校の指定に関する事。		○	
学級編制の協議許可に関する事。の節から学校における環境衛生	略	略	略

置についての申請に関する事。の節から宿泊を伴わない校外活動実施届に関する事。の節まで 略			
修学旅行及び宿泊を伴う校外活動の届け出に関する事。		○	
<b>就学指導委員会に関する事。</b>		○	
就学猶予及び就学免除並びに就学校の指定に関する事。		○	
<b>就学指導対象者の調査に関する事。</b>			○
学級編制の協議許可に関する事。の節から学校における環境衛生	略	略	略

	に関するこ と。の節まで 略			
	<b>独立行政法人 日本スポーツ 振興センター</b> に関するこ と。			○
指 導 課	我孫子市教育 施策及び学校 教育重点施策 に関するこ と。の節から 研究指定校及 び派遣研修に 関すること。 の節まで 略	略	略	略
	<b>教科用図書の 採択に関する こと。</b>		○	
	学校体育の指 導助言に關す ること。の節 からその他小 中一貫教育に	略	略	略

	に関するこ と。の節まで 略			
	<b>財団法人日本 スポーツ振興 センター</b> に關 すること。			○
指 導 課	我孫子市教育 施策及び学校 教育重点施策 に関するこ と。の節から 研究指定校及 び派遣研修に 関すること。 の節まで 略	略	略	略
	<b>教科用図書及 び教材の取り 扱いに関する こと。</b>			○
	学校体育の指 導助言に關す ること。の節 からその他小 中一貫教育に 関すること。 の節まで 略	略	略	略



	関すること。 の節まで 略			
教育 研究 所	教育研究資料 の収集・整理・活用に関する こと。の節及び副読本 編纂及び発行に関するこ と。の節 略	略	略	略
	<b>教科用図書及 び教材の取り 扱いに関する こと。</b>			○
	特別支援教育 に関するこ と。の節 略	略	略	略
	教育相談及び <b>教育支援</b> に関 すること			○
	<b>教育支援委員 会に関するこ と。</b>		○	
	<b>教育支援対象 者の調査に関 すること。</b>			○
	教育研究所適 応指導教室の 施設管理及び	略	略	略

教育 研究 所	教育研究資料 の収集・整理・活用に関する こと。の節及び副読本 編纂及び発行に関するこ と。の節 略	略	略	略
	特別支援教育 に関するこ と。の節 略	略	略	略
	教育相談及び <b>就学指導</b> に関 すること			○
	教育研究所適 応指導教室の 施設管理及び	略	略	略

	職員の服務に 関すること。 の節			
--	------------------------	--	--	--

2

区分	専決事項	専決区分		
		教 育 長	部 長	課 長
生涯学 習課 習部	<b>生涯学習審議 会会議</b> に関する こと。		○	
	社会教育活動 の研修及び育 成の実施に関 すること。の 節から生涯学 習センター駐 車場料金の減 免に関するこ と。の節まで 略	略	略	略
文化 ・ス ポ ー ツ	略	略	略	略

	職員の服務に 関すること。 の節			
--	------------------------	--	--	--

2

区分	専決事項	専決区分		
		教 育 長	部 長	課 長
生涯学 習課 習部	<b>社会教育委員 会会議</b> に関する こと。		○	
	社会教育活動 の研修及び育 成の実施に関 すること。の 節から生涯学 習センター駐 車場料金の減 免に関するこ と。の節まで 略	略	略	略
文化 ・ス ポ ー ツ	略	略	略	略

課 の 目 か ら 図 書 館 の 目 ま で 略				
課 の 目 か ら 図 書 館 の 目 ま で 略				

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

生涯学習審議会の設置に伴い、生涯学習審議会長印を新たに定めるとともに、廃止される社会教育委員長印を削除するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会公印規則（平成15年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
（1）事務局関係印						（1）事務局関係印					
公印番号	公印の名称	規格（ミリメートル）	書体	管理者	個数	公印番号	公印の名称	規格（ミリメートル）	書体	管理者	個数
1の項から8の項まで略	略	略	略	略	略	1の項から8の項まで略	略	略	略	略	略

9	削除				
10	我孫子市 生涯学習 審議会 会長之印	方 18	て ん 書	生涯 学習 課長	1
11	略	略	略	略	略
12	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略
14	略	略	略	略	略
15	略	略	略	略	略
16	略	略	略	略	略
17	略	略	略	略	略
18	略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略
20	略	略	略	略	略

(2)の表から(5)の表まで 略

9	我孫子市 社会教育 委員長印	方 18	て ん 書	生涯 学習 課長	1
10	略	略	略	略	略
11	略	略	略	略	略
12	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略
14	略	略	略	略	略
15	略	略	略	略	略
16	略	略	略	略	略
17	略	略	略	略	略
18	略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略

(2)の表から(5)の表まで 略

別表第2を以下のように改める。

(1)

1	我	孫	子
2	市	教	育
3	委	員	会

2  
削除

3  
削除

4	我	孫	子	市
5	教	育	委	員
6	会	教	育	長

5

6

7

8

我孫子市  
教育委員会  
教育長

我孫子市  
教育委員会  
教育長職務  
代理者印

我孫子市  
教育研究所  
所長之印

削除

9

削除

10

我孫子市  
生涯学習  
審議会  
会長之印

11

我孫子市  
文化財  
審議会  
会長之印

12

我孫子  
市民  
図書館  
印

13

我孫子  
市民  
図書館  
館長印

14

我孫子市  
我孫子地区  
公民館

15

我孫子  
市公民  
館長之印

16

我孫子市  
湖北地区  
公民館  
印

17

我孫子  
市鳥の  
博物館  
印

18

我孫子市  
鳥の博物  
館長印

19

我孫子市  
生涯学習  
センター

20

我孫子市  
生涯学習セン  
ター長之印

(2) から (5) まで 略

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第 4 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正  
する規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

常勤職員の病気休暇について、結核性疾患の特例の廃止及び病気休暇日数の通算方法を改めるとともに、子育て支援に関する休暇の取得原因等について条文の整備を行うため、提案するものです。



我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(病気休暇)</p> <p>第5条 条例第14条に規定する病気休暇の期間は、<u>医師の証明等に基づき、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合(以下この項において「公務災害等の場合」という。)以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、当該公務災害等の場合における病気休暇を使用した日その他の市長が定める日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第5条 条例第14条に規定する病気休暇は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p>
<p>2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8</p>	<p>2 <u>病気休暇は、医師の証明等に基づき与えるものとする。</u></p>

日以上の期間（当該期間における給与条例第19条の2第1項に規定する週休日等以外の日の日数が少ない場合として市長が定める場合にあつては、その日数を考慮して市長が定める期間）の特定病氣休暇を使用した職員（この項の規定により特定病氣休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病氣休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の市長が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病氣休暇を使用したときは、当該再度の特定病氣休暇の期間と直前の特定病氣休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病氣休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した

場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病

のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病氣休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病氣休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病氣休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病氣休暇を使用した日とみなす。

別表第2 削除

別表第3 (第6条関係)  
表 略

別表第2 (第5条関係)

病氣休暇の基準

原因	期間
1 公務上の負傷又は疾病	その療養に必要なと認める期間
2 結核性疾患	1年を超えない範囲内でその療養に必要なと認める期間
3 前2号以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲内でその療養に必要なと認める期間

別表第3 (第6条関係)  
表 略

別表第3の附表1及び別表第3の附表2 略

子育て支援に関する日数表

期間	日数	原因
子の満1歳の誕生日の前までの期間	略	
子の満1歳の誕生日から当該子の小学校就学の始期に達するまでの期間	略	
子の小学校就学に達した日		

別表第3の附表1及び別表第3の附表2 略

子育て支援に関する日数表

期間	日数	原因
子の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産に係る子の満1歳の誕生日の前までの期間	略	(1) 妻の産前の期間における出産に係る子の上の子(小学校就学前)の養育のため
子の満1歳の誕生日から当該子の小学校就学の始期に達するまでの期間	略	(2) 妻の産後8週間の期間における出産に係る子又は当該子の上の子
子の小学校就学に達した日		(小学校就学前)の

から当該子の義務教育が終了するまで(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の期間	(1) 略
	(2) 略
	(3) 略
	(4) 略
	(5) 略
	(6) <b>小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため</b>
	(7) 子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の

から当該子の義務教育が終了するまで(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の期間	<b>養育のため</b>
	(3) 略
	(4) 略
	(5) 略
	(6) <b>母親学級・父親学級への参加のため</b>
	(7) 略
	(8) 略
	(9) 子(配偶者を含む。)の看護(負傷し、若

		<p>世話を 行うこ と又は 疾病の 予防を 図るた めに必 要なも のとし て子に 予防接 種又は 健康診 断を受 けさせ ること をい う。)の ため</p>			<p>しくは 疾病に かかつ た子の 世話を 行うこ と又は 疾病の 予防を 図るた めに必 要なも のとし て子に 予防接 種又は 健康診 断を受 けさせ ること をい う。)の ため</p>
<p>備考 1 及び 2 略 <b>3 子には、配偶者の子を含むものとする。</b></p>			<p>備考 1 及び 2 略</p>		

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

嘱託職員の特別休暇のうち、忌引及び子育て支援に関する休暇の取得原因について条文の整備を行うとともに、その他所要の改正を行うため、提案するものです。



我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会嘱託職員規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 嘱託職員とは、次<b><u>に掲げる者をいう。</u></b></p> <p>(1) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）で定年により<b><u>退職したもの又は我孫子市職員の早期退職募集に関する要綱（平成27年訓令第15号）に基づく認定を受けて退職した者のうちから教育委員会が任用した者（以下「1号嘱託職員」という。）</u></b></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、嘱託職員に週休日<b><u>（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）第3条第1項に規定する週休日</u></b>をいう。以下同じ。）とされた日において特に勤務することを命ずる場</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 嘱託職員とは、次<b><u>の各号のとおりとする。</u></b></p> <p>(1) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）で定年により、<b><u>又は我孫子市職員の退職勸奨等要綱（昭和62年要綱第138号）に基づき</u></b>退職した者のうちから教育委員会が任用した者（以下「1号嘱託職員」という。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、嘱託職員に週休日<b><u>（常勤職員の週休日に準じた日。以下同じ。）</u></b>とされた日において特に勤務することを命ずる場合には、前項の規定により勤務時間が割り振られた日と週休日とを振り替えることがで</p>

合には、前項の規定により勤務時間が割り振られた日と週休日とを振り替えることができる。

4 及び 5 略

別表第 4（第 9 条関係）

1 特別休暇（有給）

原因	休暇日数
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通しや断又は隔離の項から父母の祭日の項まで 略	略
配偶者	略
父母	略
子	略
祖父母	3 日（ <u>職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日</u> ）
孫	略
兄弟姉妹	略
おじ又はおば	1 日（ <u>職員</u>

きる。

4 及び 5 略

別表第 4（第 9 条関係）

1 特別休暇（有給）

原因	休暇日数
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通しや断又は隔離の項から父母の祭日の項まで 略	略
配偶者	略
父母	略
子	略
祖父母	3 日
孫	略
兄弟姉妹	略
おじ又はおば	1 日

	が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者父母	略
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしている場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしている場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	略
おじ又はおばの配偶者	略
6月以上の任用期間の職員(1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。)が当該職員の子(配偶者の子を含む。以	1時間を単位に、その都度必要と認めが当該職員の子(配
	だし、1年

父母の配偶者又は配偶者父母	略
子の配偶者又は配偶者の子	1日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日
おじ又はおばの配偶者	略
6月以上の任用期間の職員(1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。)が当該職員の子(出	1時間を単位に、その都度必要と認めが当該職員の子の出
	産予定日の8週間
	だし、1年

<p><b>下この項において同じ。)</b>の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>度63時間を限度とする。）</p>
--	----------------------

<p><b>(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前</b>の日から当該出産に係る子の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合</p> <p>(1) <b>出産に係る当該子の上の子（小学校就学前）の養育のため</b></p> <p>(2) <b>産後8週間の期間における子又は当該子の上の子（小学校就学前）の養育のため</b></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>度63時間を限度とする。）</p>
---	----------------------

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 小学校就学の  
始期に達する  
までの子の養  
育のため

(7) 子の看護（負  
傷し、若しくは  
疾病にかかっ  
た子の世話を  
行うこと又は  
疾病の予防を  
図るために必  
要なものとし  
て子に予防接  
種又は健康診  
断を受けさせ  
ることをい  
う。）のため

(5) 略

(6) 母親学級・父  
親学級への参  
加のため

(7) 略

(8) 略

(9) 子の監護の  
ため

夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の項及び6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）で次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を

略

夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の項及び6月以上の任用期間の職員（1週間当たりの勤務日数が3日以上の方に限る。）で次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を

略

うため勤務しないことが相当であると認められる場合の項略	うため勤務しないことが相当であると認められる場合の項略
<b>備考 忌引については、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。</b>	
2 の表 略	2 の表 略

別記様式中

「

次のとおり履歴に変更を生じたのでお届けします。					
住所変更	旧		新		年 月 日変更
氏名変更	旧		新		年 月 日変更
※ 住民票謄本を添付すること。					

」を

「

次のとおり履歴に変更を生じたのでお届けします。					
住所変更	旧				年 月 日変更
	新	〒			
氏名変更	旧				年 月 日変更
	新	〒			
※ 住所変更の場合は住民票謄本を、氏名変更の場合は戸籍謄本をそれぞれ添付すること。					

」に

改める。

### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 6 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定  
について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示を次の  
とおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

臨時職員の任用期間の更新及び年次有給休暇の計算方法を変更するとともに、子育て支援に関する休暇の取得原因について条文の整備を行い、その他所要の改正を行うため、提案するものです。



我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用期間の基準)</p> <p>第5条 臨時職員の任用期間は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 任用期間は、6月以内とする。 ただし、所属職員の育児休業代替による任用期間は、当該所属職員の育児休業期間とする。</p> <p>(2) 前号本文による場合において、事務執行上やむを得ないと認められる場合に限り、同一者の任用期間を6月以内で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>別表第1（第11条関係） 臨時職員賃金</p>	<p>(任用期間の基準)</p> <p>第5条 臨時職員の任用期間は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 任用期間は、6月以内とする。 ただし、所属職員の育児休業代替による任用期間は、当該所属職員の育児休業期間とする。</p> <p>(2) 前号本文による場合において、事務執行上やむを得ないと認められる場合に限り、同一者の任用期間を6月以内で更新することができるが、再度更新することはできない。<u>なお、前号本文の期間が満了し、その翌日から1月以内に同一者を任用するときには、更新したものとみなす。</u></p> <p><u>(3) 更新期間満了後、再度任用するときには、1月を超える任用関係のない期間をおかなければならない。</u></p> <p>別表第1（第11条関係） 臨時職員賃金</p>

職種	時間給
事務補佐員の項から栄養士の項まで 略	略
<b>歯科衛生士</b>	<b>1,390円</b>
古文書調査員の項から図書整理員の項まで 略	略
<b>学校司書</b>	<b>860円</b>
通訳の項から測定作業員の項まで 略	略
<b>理数教育支援員</b>	1,040円
<b>I C T 教育支援員</b>	1,040円
埋蔵文化財発掘作業員の項から学芸員の項まで 略	略

別表第2（第13条関係）

臨時職員の年次休暇

職種	時間給
事務補佐員の項から栄養士の項まで 略	略
古文書調査員の項から図書整理員の項まで 略	略
通訳の項から測定作業員の項まで 略	略
<b>理数教育サポーター</b>	1,040円
<b>I C T 教育サポーター</b>	1,040円
埋蔵文化財発掘作業員の項から学芸員の項まで 略	略

別表第2（第13条関係）

臨時職員の年次休暇

**次の算定方法によって得た値**  
(小数点以下は、切り上げる。)

**を年次休暇の時間数とする。**

1 週 間の 勤務 時間 数	÷	職員 の 1 週間の 勤務時	×	次表 にお ける 任用 期間
----------------------------	---	-------------------------	---	----------------------------

間数 に 対  
応 す  
る 休  
暇 時  
間 数

任用 期間	3月	4月	5月	6月
	以上 4月 未満	以上 5月 未満	以上 6月 未満	
休暇 時間	32 時間	48 時間	64 時間	80 時間

注

- 1 任用期間における1週間の平均勤務時間が38時間45分に満たない場合は、任用期間における1週間の平均勤務時間を38時間45分で除した数を、表の休暇時間に乘じて得た数とする。（小数点以下は、切り上げる。）

- 2 任用期間を年度末で区切る場合において、旧年度と新年度の任用期間を通算し算定して得た値がそ

任用 期間	3月	4月	5月	6月
	休暇 時間	32 時間	48 時間	64 時間

注

- 1 算定して得た値が80時間を超える場合は、80時間とする。

- 2 「1週間の勤務時間数」が16時間に満たない場合の「1週間の勤務時間数」は、0とする。

- 3 予算の関係で任用期間を年度末で区切る場合において、旧年度と新年度の任用期間を通算し算定して得た

それぞれの年度に係る任用期間で算定して得た値と合算して得た値を上回るときは、任用期間を通算して算定することができる。

値がそれぞれの年度に係る任用期間で算定して得た値と合算して得た値を上回るときは、任用期間を通算して算定することができる。

別表第3（第13条関係）

臨時職員の特別休暇

原因	期間
公務のための負傷及び疾病	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）において適用される休業補償の対象とならない期間において、その都度必要と認める

別表第3（第13条関係）

臨時職員の特別休暇

原因	期間
▪ 公務のための負傷及び疾病	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）において適用される休業補償の対象とならない期間において、その都度必要と認める

	期間
災害等による交通遮断	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	
選挙権その他公民としての権利の行使	
女子職員の生理時の就業が著しく困難な場合	2日以内
職員が生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回 1回30分
忌引	附表に定める期間
6月の任用期間の臨時職員が、当該職員の子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)の義務教育が終了するまで(身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉	常勤職員の勤務時間に対する当該職員の勤務時間の割合に、62時間を乗じて得た時間の2分の1以内の時間(1時間

	期間
・災害等による交通遮断	その都度必要と認める期間
・裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	<u>その都度必要と認める期間</u>
・選挙権その他公民としての権利の行使	<u>その都度必要と認める期間</u>
・女子職員の生理時の就業が著しく困難な場合	2日以内
・職員が生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回 1回30分
・忌引	附表に定める期間
・6月の任用期間の臨時職員が、当該職員の子の <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産に係る子が義務教育が終了するまで</u> (身	常勤職員の勤務時間に対する当該職員の勤務時間の割合に、62時間を乗じて得た時間の2分の1以内の時間(1時間

手帳の交付を受け、未満の端数は切上げ) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の間において、当該子に関し、次のいずれかに該当するため申し出た場合

- (1) 出産に係る当該子の上の子(小学校就学前)の養育のため
- (2) 産後8週間の期間における当該子又は当該子の上の子(小学校就学前)を養育のため

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 小学校就  
学の始期に  
達するまで  
の子の養育  
のため

(7) 子の看護  
(負傷し、  
若しくは疾  
病にかかつ  
た子の世話  
を行うこと  
又は疾病の  
予防を図る  
ために必要  
なものとし  
て子に予防  
接種又は健  
康診断を受  
けさせるこ  
とをいう。)  
のため

附表 略

(6) 母親学  
級・父親学  
級への参加  
のため

(7) 略

(8) 略

(9) 子の看護  
のため

附表 略

様式第3号及び様式第4号中

住 所		TEL
-----	--	-----

」を

住 所	〒
-----	---

」に

勤 務 時 間	曜日～	曜日	午後	時	分から	午後	時	分まで
	曜日		午後	時	分から	午後	時	分まで
	休憩時間		午後	時	分から	午後	時	分まで
	時間外勤務を命ずることが [有・無]							
休日勤務を命ずることが [有・無]								

」を

勤 務 時 間 の 割 り 振 り	曜日～	曜日	午後	時	分から	午後	時	分まで
	曜日		午後	時	分から	午後	時	分まで
勤 務 時 間	週	日、週	時間			時間		
	月	日、月	時間	(年間	時間)			
時 間 外 勤 務	有・無							
休 憩 時 間		午後	時	分から	午後	時	分まで	
休 日 勤 務	有・無							

」に

そ の 他 条 件	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱による。 社会保険料を賃金より控除 [する・しない]
-----------	---

」を

そ の 他 条 件	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱による。 健康保険料、厚生年金保険料を賃金より控除 [する・しない] 雇用保険料を賃金より控除 [する・しない]
-----------	--

」に



改める。

様式第5号及び第6号中

「

住 所		TEL
-----	--	-----

」を

「

住 所	〒
-----	---

」に

「

勤 務 時 間	曜日～	曜日	午後	時	分から	午後	時	分まで	
	曜日		午後	時	分から	午後	時	分まで	
	休憩時間		午後	時	分から	午後	時	分まで	
	時間外勤務を命ずることが [有・無]								
	休日勤務を命ずることが [有・無]								

」を

「

勤 務 時 間 の 割 り 振 り	曜日～	曜日	午後	時	分から	午後	時	分まで
	曜日		午後	時	分から	午後	時	分まで
勤 務 時 間	週	日、週	時間					
	月	日、月	時間	(年間	時間)			
時 間 外 勤 務	有・無							
休 憩 時 間		午後	時	分から	午後	時	分まで	
休 日 勤 務	有・無							

」に

「

そ の 他 条 件	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱による。 社会保険料を賃金より控除 [する・しない]
-----------	---

」を

「

その他条件	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱による。 健康保険料、厚生年金保険料を賃金より控除〔する・しない〕 雇用保険料を賃金より控除〔する・しない〕
-------	--

」に

改める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 7 号

我孫子市学校災害補償規則の制定について

我孫子市学校災害補償規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

学校災害補償保険の加入内容の見直しに伴い、我孫子市学校災害補償規則を新たに制定するため、提案するものです。

## 我孫子市学校災害補償規則

### (目的)

第1条 この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険の加入に伴い、我孫子市（以下「市」という。）が設置する学校の管理下にある者が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害を生じた場合の補償について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校及び中学校をいう。

2 この規則において、「学校の管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。

(2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。

(3) 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。

(4) 通常の経路及び方法により通学するとき（住居と学校外において、第1号の授業若しくは第2号の課外授業が行われる場所又は当該場所以外において集合若しくは解散する場所との間を合理的な経路及び方法により往復するときを含む。）。

### (補償対象者)

第3条 市は、自己が設置する学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じた場合、当該学校の管理下にある者（以下「被災者」という。）又はその者の相続人に対し、この規則に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 身体外部から、有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は

摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)

(2) 日射又は熱射による身体の障害

(補償金額)

第4条 市は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその者の相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 市は、直接であると間接であるを問わず、次に掲げる事由により、学校の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合又は後遺障害を生じた場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(2) この規則に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、補償金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償金を支払うものとする。

(7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故によるものである場合は、補償金を支払うものとする。

(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(9) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物

質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(1 1) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(1 2) 被災者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(1 3) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(1 4) 第8号から第10号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

2 市は、被災者が頸部症候群（いわゆるむちうち症をいう。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、補償金を支払わないものとする。

（適用除外）

第6条 この規則は、市の業務に従事中の市の使用人（市が、市の公務遂行のため委嘱した者で、公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）には、適用しない。

（準用規則）

第7条 この規則に定めのない事項については、全国市長会学校災害賠償補償保険特約書、災害補償保険普通保険約款及び学校管理下災害補償特約の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

給付表

区分	給付額
死亡給付金	300万円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 12万円～300万円

議案第 8 号

我孫子市社会教育指導員の委嘱について

我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

指導員の任期満了に伴い社会教育指導員設置に関する条例第 4 条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。



平成 2 8 年度我孫子市社会教育指導員名簿

1 委嘱期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日

2 委嘱年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日

3 委嘱人数 9 人

	氏 名	住 所	備考	初年度
1	えだむらちよこ 枝村千代子	我孫子市若松	再任	平成 2 1 年
2	こいけ せいこ 小池 精子	我孫子市中里	再任	平成 2 5 年
3	おかだ けいこ 岡田 恵子	我孫子市湖北台 1 丁目	再任	平成 2 6 年
4	ももはら かおり 百原 香織	我孫子市岡発戸	再任	平成 2 6 年
5	やすき さとえ 安木 里江	我孫子市寿 1 丁目	再任	平成 2 6 年
6	のざわ まこと 野澤 誠	我孫子市都部	再任	平成 2 7 年
7	いでら ちえ 井寺 千恵	我孫子市中峠台	新任	平成 2 8 年
8	はやし ひさえ 林 久江	我孫子市白山 2 丁目	新任	平成 2 8 年
9	ふくだ けんじ 福田 健二	我孫子市我孫子	新任	平成 2 8 年

議案第 9 号

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰規則との整合を図るため、提案するものです。

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱（平成15年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の時期)</p> <p>第4条 表彰は、<u>随時</u>行うものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第6条 文化・スポーツ課長は、第3条第1項第1号又は第2号に該当すると認められるものにつき我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰推薦調書（別記様式）に参考資料を添付し、教育長に対し推薦するものとする。</p>	<p>(表彰の時期)</p> <p>第4条 表彰は、<u>前年度の功績に対し原則として毎年1回</u>行うものとする。</p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第6条 文化・スポーツ課長は、第3条第1項第1号又は第2号に該当すると認められるものにつき我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰推薦調書（別記様式）に参考資料を添付し、<u>毎年4月30日までに</u>教育長に対し推薦するものとする。</p> <p><u>(表彰審査委員会)</u></p> <p><u>第7条 表彰に関する事項を審査するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>(1) <u>生涯学習部長</u></p> <p>(2) <u>我孫子市スポーツ少年団本部長</u></p> <p>(3) <u>我孫子体育協会会長</u></p> <p>(4) <u>我孫子市スポーツ推進委員連</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>絡協議会会長</u></p> <p><u>3 委員会に委員長を置き、生涯学習部長を充てる。</u></p> <p><u>4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</u></p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p><u>第7条</u> 略</p>	<p><u>第8条</u> 略</p>
<p>(補則)</p>	<p>(補則)</p>
<p><u>第8条</u> 略</p>	<p><u>第9条</u> 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 10 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 28 年 3 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 4 条第 9 号の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです